

平成29年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

(1) 病 床 数	現病院	新病院
一般病床	605 床	592 床
感染病床	8 床	8 床
計	613 床	600 床
(2) 年間延患者数	現病院	新病院
入院患者数	127,600 人	41,760 人
外来患者数	181,115 人	58,737 人
計	308,715 人	100,497 人
(3) 1日平均患者数	現病院	新病院
入院患者数	464 人	464 人
外来患者数	979 人	996 人
(4) 主要な建設改良事業		
○新病院用医療機器等の購入		4,679,994 千円
○千駄堀地区新病院建設工事		11,424,948 千円
○新病院移転業務委託		147,621 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 病 床 数

一 般 病 床 198 床

(2) 年 間 延 患 者 数

入 院 患 者 数 53,290 人

外 来 患 者 数 36,600 人

計 89,890 人

(3) 1 日 平 均 患 者 数

入 院 患 者 数 146 人

外 来 患 者 数 150 人

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 入 所 定 員

50 人

(2) 年 間 延 利 用 者 数

入 所 者 数 17,520 人

通 所 者 数 374 人

計 17,894 人

(3) 1 日 平 均 利 用 者 数

入 所 者 数 48 人

通 所 者 数 1 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市立病院事業収益	18,344,800	千円
第1項	医業収益	15,712,346	千円
第2項	医業外収益	2,348,461	千円
第3項	看護学校収益	154,812	千円
第4項	保育所収益	129,180	千円
第5項	特別利益	1	千円
第2款	市立東松戸病院事業収益	2,492,385	千円
第1項	医業収益	1,977,549	千円
第2項	医業外収益	514,835	千円
第3項	特別利益	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益	239,888	千円
第1項	施設事業収益	221,390	千円
第2項	施設事業外収益	18,497	千円
第3項	特別利益	1	千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	18,344,800	千円
第1項	医業費用	17,395,429	千円
第2項	医業外費用	554,103	千円
第3項	看護学校費用	169,367	千円
第4項	保育所費用	164,409	千円
第5項	特別損失	31,492	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,492,385	千円
第1項	医業費用	2,450,216	千円
第2項	医業外費用	37,167	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	239,888	千円
第1項	施設事業費用	237,959	千円
第2項	施設事業外費用	927	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 493,708千円は、過年度分損益勘定留保資金488,908千円、減債積立金 4,800千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	市立病院資本的収入	17,800,914 千円
第1項	企業債	15,366,600 千円
第2項	県支出金	935,095 千円
第3項	出資金	1,427,655 千円
第4項	負担金	71,560 千円
第5項	投資	2 千円
第6項	固定資産売却代金	1 千円
第7項	寄附金	1 千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	320,289 千円
第1項	企業債	20,000 千円
第2項	出資金	300,287 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	寄附金	1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	5,002 千円
第1項	出資金	5,000 千円
第2項	固定資産売却代金	1 千円
第3項	寄附金	1 千円

支 出

第1款	市立病院資本的支出	18,112,940 千円
第1項	建設改良費	17,437,287 千円
第2項	投 資	61,800 千円
第3項	償 還 金	603,853 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	491,673 千円
第1項	建設改良費	32,500 千円
第2項	償 還 金	454,173 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	15,300 千円
第1項	建設改良費	10,000 千円
第2項	償 還 金	4,800 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病 院 運 営 事 業	平成29年度から 平成34年度まで	5,441,633 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	4,736,900 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立病院 千駄堀地区 新病院建設事業	10,629,700 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	20,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 18,472,000 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業	
(1) 職員給与費	10,123,477 千円
(2) 交際費	129 千円
2. 市立東松戸病院事業	
(1) 職員給与費	1,660,758 千円
(2) 交際費	40 千円
3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業	
(1) 職員給与費	172,853 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業	2,666,570 千円
2. 市立東松戸病院事業	94,782 千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業			
(1) 取得する資産	(種類)	(名称)	(数量)
	建物	松戸市立総合医療センター	1 棟
	医療器械	放射線治療装置	1 台
	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	1 台
	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置 (一部)	1 台
	医療器械	注射薬自動払出装置	1 台
	医療器械	デジタルラジオグラフィ	1 台
	医療器械	コンピュータ断層撮影装置	1 台
	医療器械	治療計画用CT	1 台
	医療器械	全自動ジェット式超音波洗浄装置	1 台

平成 29 年 2 月 22 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次